

令和 6 年度滋賀県事務適正化（内部統制）の評価について

1 位置づけ

- ・本県においては、「滋賀県事務適正化推進方針（滋賀県の内部統制に関する方針）」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備および運用を行っている。
- ・今般、地方自治法第 150 条第 4 項に基づき、内部統制の整備状況および運用状況の評価した報告書を作成し、同条第 5 項および第 6 項に基づき、監査委員の審査意見を付けて議会に提出するもの。

2 評価対象期間および評価基準日

- (1) 評価対象期間 令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）
- (2) 評価基準日 令和 7 年 3 月 31 日

3 評価方法

(1) 全庁的な内部統制

全庁的な内部統制の評価項目（6 つの基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICT への対応））について確認を行い、それらを踏まえ、整備上および運用上の不備の有無を把握し、不備がある場合には、当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断の上、有効性を評価した。

(2) 業務レベルの内部統制

各所属が自己評価を行った上で提出された事務適正化推進チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載されている業務レベルの評価項目について、次のアおよびイにより、整備上および運用上の不備の有無を把握し、不備がある場合には、当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断の上、有効性を評価した。

ア 実施率に係る定量的な評価

業務レベルの評価項目のうち、リスク回避のためのチェック項目（以下「チェック項目」という。）の実施率について、定量的な評価を実施した。

イ 事務処理誤りが発生した事務の評価

実際に事務処理誤りが発生した事務を対象として、発生所属における事務の改善状況およびチェック項目の適切性について、チェックシートによる書面調査を行った。

その上で、事務処理誤りが発生しやすいリスクおよび所属を抽出し、該当案件について、現地調査を実施するとともに、共通事務所管課（会計管理局管理課）へ意見を求めた。

4 評価結果

区 分	整備上の不備の有無		運用上の不備の有無		有効性の評価
		重大な不備の有無		重大な不備の有無	
全庁的な内部統制	なし	—	なし	—	⇒ 有効に整備・運用されている
業務レベルの内部統制	なし	—	① あり (129件)	② なし	⇒ 有効に整備・運用されている

「整備上の不備」
内部統制が存在しない、規定されている方針・手続きでは内部統制の目的を十分に果たすことができない等の不備

「運用上の不備」
整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた不備

- ① チェックシートにおける事務処理誤りが発生した項目数について、
- ・ 共通の取組項目に係るもの 105 件
(支払漏れ・遅延 16 件、現金の紛失等 12 件、契約締結の遅延等 11 件、など)
 - ・ 所属独自の取組項目に係るもの 24 件
- 計 129 件の「運用上の不備」を把握した。
- ② 「運用上の不備」129 件のうち重大な不備(※)に該当すると判断したものはなかった。

※「重大な不備」は、内部統制の不備のうち、「事務の管理および執行が法令に適合しない、または、適正に行われていないことにより、県や県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」であり、次の観点から該当性を検討した。

- 1 県民または事業者の生命・身体・財産その他の権利に重大な影響を与えた、または与えると予想される事案
- 2 県に重大な損害が発生した、または発生すると予想される事案
- 3 社会に重大な影響を与えた、または与えると予想される事案
- 4 監査委員による定期監査の指摘事項
 - ア 法律、条例、規則等に違反し、不当性の度合いの高いもの
 - イ 著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの
 - ウ 前回指摘した事項で改善の努力を怠っていると認められるもの

5 その他必要と認める事項

共通項目において把握した事務処理誤りについては、チェックシートにおけるチェック項目が適切に実施できていないために発生したものであった。事務の適正化に向けて、チェック項目が各所属において適切に運用されるよう引き続き周知徹底等が必要である。

6 監査委員の審査意見

「重要な点において、評価手続および評価結果に係る記載は相当であると認められた。
なお、再発防止に向けた取組が全庁的により実効性のあるものとなるよう、内部統制制度に係る不断の見直しを行われたい。」

【参考】内部統制体制の整備・運用および評価・報告の流れ（概要）

